

建設工事単価契約入札説明書

貝塚市総務部契約検査課

令和8年4月16日付で公告した貝塚市公告第46号「貝塚市道路維持修繕工事(単価契約)」及び貝塚市公告第47号「貝塚市交通安全施設整備工事(単価契約)」の入札について、以下の項目について熟知のうえ入札に参加してください。

1. 入札参加資格
それぞれの入札公告に記載のとおりとする。
2. 落札者の制限
入札者は、単価契約案件のうちいずれか一つの落札者となることができる。
3. 同種工事の入札参加
単価契約工事の受注者となった場合でも、単価契約工事以外で発注する同種工事の入札に参加することができる。
4. 予定数量及び予定総価額
予定数量は、あくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が、予定数量及び予定総価額を下回った場合でも、一切の責めを負わないものとする。
5. 契約単価の決定方法
契約単価は、それぞれの工種について、下記の計算式により算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。
$$\text{契約単価} = \text{設計単価} \times \text{落札金額(総価額)} \div \text{設計金額(総価額)}$$
6. 発注の方法
必要に応じて指示書を交付し、発注するものとする。
7. 工事代金の支払い
検査が完了した部分について半月に1回、工事代金の支払を請求できる。